

経済産業省

20210114 資電部第 1 号
令和 3 年 1 月 14 日

北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が 200 円/kWh を超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者に上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和 4 年 4 月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を 200 円/kWh とする措置の導入を予定していたところ、本年 1 月 12 日から 15 日までの取引価格の最高価格が 4 日間連続して 200 円/kWh を超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年 1 月 15 日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。

経済産業省

20210114 資電部第1号
令和3年1月14日

東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が200円/kWhを超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者に上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和4年4月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を200円/kWhとする措置の導入を予定していたところ、本年1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年1月15日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。

経済産業省

20210114 資電部第1号
令和3年1月14日

東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎則 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が200円/kWhを超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者には上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和4年4月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を200円/kWhとする措置の導入を予定していたところ、本年1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年1月15日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。

経済産業省

20210114 資電部第1号
令和3年1月14日

中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役 社長執行役員 市川 弥生次 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が200円/kWhを超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者に上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和4年4月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を200円/kWhとする措置の導入を予定していたところ、本年1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年1月15日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。

経済産業省

20210114 資電部第1号
令和3年1月14日

北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 水野 弘一 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が200円/kWhを超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者には上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和4年4月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を200円/kWhとする措置の導入を予定していたところ、本年1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年1月15日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。

経済産業省

20210114 資電部第1号
令和3年1月14日

関西電力送配電株式会社
代表取締役社長 土井 義宏 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が200円/kWhを超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者は上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和4年4月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を200円/kWhとする措置の導入を予定していたところ、本年1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年1月15日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。

経済産業省

20210114 資電部第1号
令和3年1月14日

中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松岡 秀夫 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が200円/kWhを超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者には上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和4年4月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を200円/kWhとする措置の導入を予定していたところ、本年1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年1月15日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。

経済産業省

20210114 資電部第1号
令和3年1月14日

四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が200円/kWhを超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者に上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和4年4月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を200円/kWhとする措置の導入を予定していたところ、本年1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年1月15日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。

経済産業省

20210114 資電部第1号
令和3年1月14日

九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 健 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が200円/kWhを超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者に上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和4年4月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を200円/kWhとする措置の導入を予定していたところ、本年1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年1月15日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。

経済産業省

20210114 資電部第1号
令和3年1月14日

沖縄電力株式会社
代表取締役社長 本永 浩之 殿

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の高騰に対する対応について

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が200円/kWhを超える日が継続しています。これは、需要増に加え、天候不順による太陽光発電量の減少や燃料制約が重なって生じた事象であり、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況（※）となっています。

（※）沖縄エリアにおいては卸取引市場がないものの、インバランス料金や再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気卸供給料金は全国の市場価格を参照しており、当該エリアの小売電気事業者には上述の市場価格の高騰が大きく影響を与えている状況。

需要家が、安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、小売電気事業者が将来の市場価格について、一定の予見性を持ってビジネスを行うことのできる環境が重要であると考えられます。

令和4年4月からは、需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限を200円/kWhとする措置の導入を予定していたところ、本年1月12日から15日までの取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえれば、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保のため、緊急的な対応が必要と考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられますので、本年1月15日までに、下記の必要な手続を取っていただくよう要請いたします。

当省といたしましても、今般の事象について検証の上、更なる措置の在り方を含め、速やかに検討を進めてまいります。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

本年 1 月 17 日から 6 月 30 日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）第 27 条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が 200 円/kWh を超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200 円/kWh とすることとする。